

概観

【政治・社会】

- ・16日、クリムキン・ウクライナ外相がブルガリアを公式訪問し、ミトフ外相、ボリスフ首相及びツァチェヴァ国民議会議長とそれぞれ会談を行った。
- ・25日、国民議会は、最大80億ユーロ（約160億レヴァ）の国債発行に関する4つの外資系銀行との3件の契約を承認した。

【経 済】

- ・13日発表の国家統計局のデータによると、季節調整後の2014年第4四半期のGDP成長率は前年同期比で1.2%、前期比0.3%となった。
- ・16日発表のブルガリア中央銀行のデータによると、2014年の外国直接投資は11.8億ユーロとなり、前年比7.3%の減少となった。
- ・26日、国民議会においてエネルギー法改正案が可決された。

この月報はブルガリア各種メディアの報道等を取りまとめたものであり、在ブルガリア日本大使館の意見や判断を反映するものではありません。

政治・社会

1. 内政

（1）政府の動き

◆政権発足後100日の実績報告

▶13日、政府閣僚は政権発足後100日の実績報告を行い、自らの実績について肯定的に評価した。バチヴァロヴァ連立政策・国家行政担当副首相は、これまでの政府の仕事を肯定的に評価し、司法、内務省、保健、教育、エネルギー等の分野で幅広い改革が開始された、改革の目的は国民の福利を高めることである、と述べた。クネヴァ欧州政策・機関担当副首相は、政権発足後の100日は良いスタートとなったが、シェンゲン加入、2018年のEU議長国準備、汚職対策等の優先事項を達成するため引き続き働くことが自身の目標である、と述べた。

◆プレヴネリエフ大統領による議会政党との協議月間

▶23日、プレヴネリエフ大統領は、恒例となっている議会政党との協議月間を開始した。今回の政党協議では、義務的投票、多数代表制、電子投票の3つの選挙制度改革に関する国民投票について議論が行われる。

▶同23日、同大統領は「ブルガリアの復興のためのオルターナティブ（ABR）」と協議を行った。ABRのボリスラフ・ボリスフ院内総務は、選挙制度に関する国民投票を地方選挙と同時に実施するとの同大統領の提案を支持する考えを表明した。また、ABRは義務的投票について支持する一方、電子投票については機械投票の導入が先であるとした。また、ボリスフ院内総務は、比例代表制と多数代表制で半数ずつ選出する制度を導入することは可能である、と述べた。また、同大統領とABRは、憲法改正による大統領の権限強化について意見が一致した。

▶24日、同大統領は愛国戦線（PF）と協議を行った。シメオノフ共同院内総務とカラカチャノ

フ共同院内総務は他の用務のため出席しなかった。協議では、P Fは今秋に予定されている地方選挙での義務的投票の導入に賛成する一方、多数代表制と電子投票の導入には慎重であることが明らかとなった。

▶同24日、同大統領は「ブルガリア民主センター（BDC）」とも協議を行った。タンチェフ共同院内総務は、国民投票のための法改正に関する議論の開始を提案した。なお、協議が予定されていたアタッカは同大統領との協議を拒否した。

◆最大80億ユーロの国債発行に関する契約の承認

▶25日、国民議会は、最大80億ユーロ（約160億レヴァ）の国債発行に関する4つの外資系銀行との3件の契約を承認した。第一読会では賛成161票（「ブルガリアの欧州における発展のための市民（GERB）」、改革派ブロック（RB）、ABR、「権利と自由のための運動（MRF）」、BDC）、反対50票（主に「ブルガリア社会党（BSP）」、アタッカ）、棄権12（PF）、第二読会では賛成159票、反対48票、棄権11票だった。

▶ABR、MRF及びBDCは、少なくとも20億レヴァ分は国債を発行する予定はないとのゴラノフ財務相の約束により条件が満たされたとして、事前に表明していた方針を変更して本契約の承認に賛成した。

▶6日に署名された本契約に基づき、4銀行は最大80億ユーロ、最大満期30年、最高利率10%の国債を発行するブルガリア・グローバル中期プログラム（GMTN）の実行を仲介する。本プログラムの対象期間は2015－2017年の3年間であり、新規国債発行の目的は本期間中に満期となる既存国債の償還及び財政赤字の補填である。

▶なお、本契約の承認に関する議論は19日開催の国民議会の決定により延期されていた。連立パートナーであるABR及びPFが新たな国債の発行に反対し、PFのシメオノフ共同党首は、新たな国債の必要性を明確にするには時間が必要であ

るとして議論の延期を発議し、賛成115票、反対59票、棄権2により議論の延期が決定された。BSP及びMRFは議論の延期に反対した。

▶ボリスフ首相は、国民議会が160億レヴァの新たな国債の発行を承認しなければ、内閣総辞職を申し出るつもりであり、その時は他の政党が年末までに60億レヴァを工面することになるかもしれない、と述べた。同首相は、ABRとPFが新たな国債を支持しないのであれば、資金不足のため（既存国債の）償還ができず、国家は破産するだろう、と述べていた。

（2）国民議会の動き

◆国民議会新副議長にABRのツォツェフ議員が選出

▶18日、ABRのキリル・ツォツェフ議員が国民議会の新副議長に選出された。同議員は、1月26日に逝去したABRのヤナキエヴァ副議長の後任として選出された。ツォツェフ新副議長はロヴェチ選出の議員であり、ABR議会会派の副院内総務である。

（3）政党の動き

◆ABRパルヴァノフ党首の辞意表明

▶26日、ABRのパルヴァノフ党首は、テレビインタビューにおいて、ABRの議会会派が25日の国民議会で80億ユーロの国債発行に関する契約を支持したことを受け、党首を辞任する意向を表明した。同党首は、ABRは立場を変えてしまった、投票者に謝罪したいと述べ、3月6日の全国党大会で辞表を出す予定であると述べた。これに対し、ABRの副党首であるカルフィン副首相は、自分は党首になるつもりはない、パルヴァノフ党首に続投して欲しい、と述べた。

（4）その他

◆NATO国防相会合：ブルガリアを含む6ヶ国に指揮命令部隊の設置決定

▶5日、ネンチェフ国防相は、ブリュッセルで開催されたNATO国防相会合に出席した。同会合

では、ウクライナ危機に対応しNATOが東欧におけるプレゼンスを強化することが決定された。即応行動計画に関する国防相声明において、ブルガリア、エストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニアの6ヶ国にNATO指揮命令部隊を設置することが決定された。これらの部隊の調整センターはポーランドのシュチェチンに置かれる予定である。また、同会合では5千人の兵士による高度即応統合任務部隊及び3万人のNATO即応部隊を設置することも決定された。

◆GERBツヴェタノフ副党首に実刑判決

▶9日、ソフィア控訴裁判所はGERBのツヴェタノフ副党首に対し、4年の実刑判決を言い渡した。ツヴェタノフ副党首は第一次ボリス政権(2009-2013年)の内相時代に、ヴェリコ・タルノヴォ地方警察の組織犯罪対策局長に対する特別捜査手段の使用を阻止した罪で起訴されていた。なお、本判決は最高破棄院に上訴することができる。

◆EU7ヶ国大使によるCVM報告書に関する共同声明の発表

▶17日、ブルガリアに駐在するEU7ヶ国の大使(フランス、オランダ、ベルギー、オーストリア、デンマーク、フィンランドの大使及び英国の臨時代理大使)は、欧州委員会が1月に公表したブルガリアの協力・検証メカニズム(CVM)に基づく報告書に関する共同声明を発表した。共同声明では1月の司法制度改革改定戦略の採択で示された政治的コンセンサスが強調され、本コンセンサスが戦略の実現を保証する具体的法制度を導くこと及び2015年夏までにブルガリアが大きな進展を達成することへの期待が表明された。

◆ドイツのブルガリア移民は最大移民グループの一つ

▶20日の報道によると、ブルガリア人はドイツにおける最大の移民グループの一つである。統計によると、ドイツの移民の多くは欧州諸国出身で

あり、最も多いのがルーマニア(98,000人)、次にポーランド(96,000人)、ブルガリア(38,000人)となっている。また、英国の統計によると、英国で働くブルガリア人及びルーマニア人は、1年間で15%増加した。

◆ソフィア市裁判所長の辞任

▶24日、ヴラディミラ・ヤネヴァ・ソフィア市裁判所長が辞任した。高等司法評議会(SJC)は19日、全会一致でヤネヴァ氏のソフィア市裁判所長としての職務を停止していた。同氏の職務停止を提案したのはツァツァロフ検事総長であり、同氏に対する裁判前手続きの開始を理由としている。問題となった裁判前手続きは「ミミズ作戦」と名付けられた特別捜査スキャンダルに関するものである。「ミミズ作戦」スキャンダルは、国民議会治安委員会のアタナソフ委員長が、オレシャルスキ前政権への抗議行動の参加者に対する盗聴が2013-2014年に行われていたと発言したことをきっかけに明らかになった。

◆組織犯罪対策局が国家保安庁から内務省へ再移管

▶24日、新内務省法が発効し、組織犯罪対策局(CDCOC)が国家保安庁から以前の管轄であった内務省に再移管された。また、同日、ヴチコフ内相は、イヴァイロ・スピリドノフ警察副長官をCDCOC局長に任命したと発表した。スピリドノフ新局長の任期は1年であり、本組織改編に伴う一時的任命となる。また、本組織改編によりCDCOCの543名の職員が国家保安庁から内務省に移籍した。

2. 外政

◆プレヴネリエフ大統領：マケドニア、アルバニア、コソボ、ボスニア・ヘルツェゴビナ大統領との会談

▶1日、プレヴネリエフ大統領は、同日に行われたジェレフ元大統領の葬儀に参列したマケドニアのイヴァノフ大統領、アルバニアのニシャニ大統領

領、コソボのヤヒヤーガ大統領、ボスニア・ヘルツェゴビナのイヴァニッチ大統領評議会議長とそれぞれ会談を行った。

▶マケドニアのイヴァノフ大統領は、ブルガリアの確固たる支持に対して謝意を表明した。これに対し、プレヴネリエフ大統領は、ブルガリアはマケドニアの欧州大西洋への統合に向けた努力を支持する、今こそ言葉と行動に戻り、両国が真実の友人であるという明確なサインをバルカン諸国及び欧州に与える善隣協定に署名する時である、と述べた。

▶プレヴネリエフ大統領は、ボスニア・ヘルツェゴビナのイヴァニッチ大統領評議会議長との会談において、ブルガリアは西バルカン諸国の欧州への道のりを引き続き支援すると述べるとともに、国際的な支援の下での改革の必要性を強調した。

▶アルバニアのニシャニ大統領との会談では、両大統領は、西バルカン諸国の欧州への展望に他の選択肢はなく、ＥＵは西バルカン諸国の完全な加盟に向けての努力を支援すべきであるとの考えで一致した。

▶コソボのヤヒヤーガ大統領との会談では、コソボは安定化、ＥＵ加盟及びＥＵ法制導入の過程におけるブルガリアの経験に習い、両国は政治的対話や商業的、経済的及び文化的関係の発展に向けて引き続き協働するとされた。

◆プレヴネリエフ大統領：ミュンヘン安全保障会議出席

▶7日、プレヴネリエフ大統領は、第51回ミュンヘン安全保障会議に出席した。同大統領は、大統領間の討論において、欧州の安全保障環境は2014年に劇的に変化した、我々は、「冷たい平和」とも言うべき新たな局面にいる、と述べた。同討論にはウクライナ、リトアニア、フィンランドの大統領が参加した。同大統領は、平和であるのは誰も戦争を望まず冷戦時代に戻りたくないからである、この平和は残念ながら冷たい、なぜならこの平和は、政治が世界の覇権国の間で分割されていた冷戦時やそれ以前の時代に典型的であった手

段や過去のものとなった方式を用いたものであり、国境を引き直すための軍隊の使用及び予期しない宣伝戦争に関与したからである、と述べた。

▶また、同大統領は、ウクライナ危機から生じた冷戦後における欧州安全保障モデルに対する3つの主要な挑戦として、⇨2014年初頭以降のウクライナ危機、⇨ロシア政府・社会・経済のグローバル化及び統合プロセスへの不適応、⇨ロシアによる欧州モデル及び欧州的価値観への抵抗を挙げた。

◆プレヴネリエフ大統領とバイデン米副大統領との会談

▶7日、プレヴネリエフ大統領は、ミュンヘン安全保障会議に際し、バイデン米副大統領と会談した。米国はブルガリアを改革の道のりに沿って引き続き強固に支援するとともに、南東欧地域全体における安定ファクターとしても支援するとした。ブルガリアが近代化に向けた野心的な改革及び法の優位原則の遵守の実行を計画していることについて、バイデン副大統領はこれを歓迎した。バイデン副大統領は、ブルガリアは地域全体の変化のためのファクターとなることができる、と述べた。▶両者は、ウクライナ東部情勢、エネルギー安全保障、ブルガリアにおける改革の進捗について意見交換した。また、両者は、ウクライナ東部における危機は南東欧地域を不安定化させる潜在的可能性があるとの見解で一致し、対話及び統合プロセス促進のためバルカン諸国の関係深化が必要とされたとした。エネルギー多角化及びブルガリアーギリシャ間のガス相互連結管の建設がブルガリアのエネルギー面における独立にとって重要であることが強調された。また、両者は、ＮＡＴＯウェールズ首脳会合での決定の実行プロセス及びブルガリア軍の近代化の必要性についても議論した。

◆ミトフ外相：ＥＵ外務理事会出席

▶9日、ミトフ外相はブリュッセルで行われたＥＵ外務理事会に出席した。ミトフ外相は記者団に対し、ブルガリアにおけるＮＡＴＯ指揮命令部隊

の開設について、いくつかの政党が過剰反応を起こしていることに関し、ブルガリアは戦争を行うつもりはないし、その準備もしていない、と述べた。

◆ボリスフ首相：欧州理事会出席

▶12日、ボリスフ首相はブリュッセルで行われた欧州理事会に出席した。また、同首相はフランスのオランド大統領と会談し、ウクライナ東部の停戦に関するミンスク合意及び紛争の平和的解決の模索について議論した。

▶また、ボリスフ首相は同理事会の出席前にスタニシェフ欧州社会党（PES）党首（欧州議員、元ブルガリア首相）と会談し、ブルガリアのシェンゲン加入に関する議題を欧州人民党（EPP）及びPESの首脳陣に提起することにつき意見が一致した。

◆クリムキン・ウクライナ外相のブルガリア訪問

▶16日、クリムキン・ウクライナ外相がブルガリアを公式訪問し、ミトフ外相、ボリスフ首相及びツァチェヴァ国民議会議長とそれぞれ会談を行った。

▶16日、クリムキン外相はミトフ外相との会談において、ウクライナでブルガリア系住民が大量に兵力動員されているとの情報に関し、民族的に偏った動員は行われていないとしてこれを否定した。同外相は、約20万人以上のブルガリア系住民のうち最近の動員で召集されたのは20人に過ぎないと説明した。クリムキン外相は、ウクライナの主権と領土の一体性に関するブルガリアの揺るぎない支持に謝意を表明した。ミトフ外相は、ウクライナ外相のブルガリア公式訪問は2008年以来であり、両国間の信頼と関係の発展を明確に再確認するものであるとした上で、ウクライナはブルガリアの優先的な外交政策において重要な位置を占めるが、その理由として、両国の地理的・言語的・歴史的・文化的・宗教的な近接性だけでなく、（過去の）ブルガリア人のウクライナへの大

規模な移住も挙げられると述べた。

▶16日、ボリスフ首相とクリムキン外相との会談が行われた。ボリスフ首相は、ブルガリアはウクライナの欧州統合プロセスを支援し、自らの経験を共有することができると述べた。また、両者は、ミンスク停戦合意について、ウクライナ東部の紛争の平和的解決のための具体的な機会を提供するものであるとした。同会談では、ウクライナにおけるブルガリア系住民への人道支援の供与及び民族的にバランスの取れた兵力動員の遵守についても話し合われた。両者は、二国間関係の促進及び査証発給促進措置を含むウクライナにおけるブルガリア系住民の支援のための協力と交流の方策についても協議した。

◆プレヴネリエフ大統領及びミトフ外相：ルーマニア訪問

▶20日、プレヴネリエフ大統領はルーマニアを公式訪問した。プレヴネリエフ大統領は同国のヨハニス大統領と会談し、シェンゲン加入問題、ガス相互接続管、二国間協力、汚職対策、NATOの枠組みにおける集団防衛について議論を行った。また、プレヴネリエフ大統領は同国のポンタ首相等とも会談した。

▶19日及び20日、ミトフ外相もルーマニアを実務訪問し、同国のアウレスク外相と会談した。会談では、二国間関係、地域協力、EU内協力、国際情勢等が議論された。

◆ミトフ外相：南東欧協力プロセス非公式外相会合出席

▶24日、ミトフ外相はティラナで開催された南東欧協力プロセス（SEEC）の非公式外相会合に出席した。アルバニアは現議長国であり、2015年7月からはブルガリアが議長国を務める。ミトフ外相は、議長国時の主要な優先事項として、輸送、エネルギー、インフラ、報道及び表現の自由、難民流入問題を挙げた。

◆プレヴネリエフ大統領とユンカー欧州委員

会委員長との会談

▶26日、プレヴネリエフ大統領はブリュッセルを訪問し、ユンカー欧州委員会委員長と会談した。

▶ユンカー欧州委員会委員長は、プレヴネリエフ大統領との会談後の共同記者会見において、2019年までにブルガリアに対する協力・検証メカニズム（CVM）を撤廃するとの欧州委員会の意向を改めて強調した。プレヴネリエフ大統領は、我々はシェンゲン加入問題にうまく対処している、ブルガリアはCVMに対する明確な行動計画を有しており、2015年末までに大きく進展する自信がある、と述べた。

▶ユンカー欧州委員長は、25日のブルガリアに対するマクロ経済不均衡是正手続（MIP）の段階引き上げに関する欧州委員会の決定について問われ、十分な経済成長が不足していることによる引き上げであるが、ブルガリアはEU加盟国中最も政府債務の少ない国の一つであり、本決定は惨

事ではない、と述べた。

▶ユンカー欧州委員長は、EUが必要とする天然ガスハブ施設のブルガリアへの設置可能性につき問われたのに対し、これは技術的事項であると述べつつ、欧州委員会はブルガリアの相互接続管建設を支援できると述べた。プレヴネリエフ大統領は、25日に発表された欧州エネルギー同盟戦略を賞賛し、本戦略が南東欧を対象としており、各国が最低3つの独立したエネルギー源を獲得することを推進するものであることへの満足の意を表明した。

経 済

1. マクロ経済

◆11月までの対EU輸出は前年同期比2.1%増（暫定値）

▶9日発表の国家統計局の暫定データによると、2014年1月から11月までの対EU輸出は249億レヴァで前年同期比2.1%増となった。主な輸出相手国はドイツ、イタリア、ルーマニア、ギリシャ、フランス、ベルギーで、これらの国で対EU輸出の71%を占める。また、2014年11月の対EU輸出は24億レヴァで前年同期比0.4%減となった。

▶一方、同期間における対EU輸入は、286億レヴァで前年同期比3.5%増だった。主な輸入相手国はドイツ、イタリア、ルーマニア、ギリシャ、スペインだった。また、2014年11月の対EU輸入は28億レヴァで前年同期比5.7%増だった。

▶同期間における対EU貿易収支は37.6億レヴァの赤字だった。

◆2014年の対非EU輸出は前年比6.6%減少（暫定値）

▶9日発表の国家統計局の暫定データによると、2014年の対非EU輸出は総額163億レヴァで前年比6.6%減となった。主な輸出相手国はトルコ、シンガポール、中国、ロシア、セルビア、マケドニアであり、これらの国で対非EU輸出の53%を占める。また、2014年12月の対非EU輸出は14億レヴァで前年同期比0.8%減となった。

▶一方、2014年の対非EU輸入は197億レヴァで前年比3.2%減となった。主な輸入相手国はロシア、トルコ、中国、ウクライナである。また、2014年12月の対非EU輸入は16億レヴァで前年同期比6.7%増となった。

▶2014年の対非EU貿易収支は34億レヴァの赤字となった。また、2014年12月の対非EU貿易収支は2.4億レヴァの赤字だった。

た。

◆2014年第4四半期のGDP成長率は1.2%（暫定値）

▶13日発表の国家統計局の暫定データによると、季節調整後の2014年第4四半期のGDP成長率は前年同期比で1.2%、前期比0.3%となった。また、2014年第4四半期の名目GDPは暫定値で225.6億レヴァとなった。

◆1月のインフレ率は前月比マイナス0.4%

▶13日の国家統計局の発表によると、1月のインフレ率は前月比マイナス0.4%となった。前年同月比ではマイナス1.0%だった。1月は食料品及び非アルコール飲料が0.8%、文化娯楽が0.8%、レストラン及びホテルが0.5%値上がりした一方、衣料品及び靴製品が2.9%値下がりした。なお、過去12ヶ月間（2014年2月－2015年1月）の平均インフレ率はマイナス1.3%だった。

◆2014年の外国直接投資は11.8億ユーロで前年比7.3%の減少

▶16日発表のブルガリア中央銀行の統計によると、2014年の外国直接投資は11.8億ユーロとなり、前年比で9,350万ユーロ又は7.3%の減少となった。直接投資の多くは不動産及びサービス分野に対するものであり、投資額は4.8億ユーロだった。2014年における最大の投資元はオランダ（7.5億ユーロ）、次いでオーストリア（3億ユーロ）、英国（1.8億ユーロ）だった。なお、2014年における国際収支は19.1億ユーロ、貿易収支はマイナス29億ユーロ（対GDP比6.9%）だった。

◆2014年のドイツの対ブルガリア投資は3.4億ユーロ減少

▶17日、ヴァシレフ・ドイツ・ブルガリア商工会議所会頭は、ブルガリア中央銀行の統計によると、2014年の1年間におけるドイツの対ブルガリア投資は3.4億ユーロ減少した、と発表した。ヴァシレフ会頭によると、投資減少の理由はドイツ企業のブルガリア市場撤退ではなく、親会社の融資償還による資金移転である。同会頭は、E.ON、WAZといったドイツの主要投資家がブルガリアから撤退以降、他のドイツ企業が撤退した例を知らない、と述べた。

▶一方、同会頭は、2014年の両国間の貿易額は記録の高水準となる見込みである、と述べた。2013年の両国の貿易額は53.3億ユーロであるのに対し、2014年は1月から11月までの期間で既に約54億ユーロに達している。

◆ブルガリアに対するマクロ経済不均衡是正手続の引き上げ

▶25日、欧州委員会はブルガリアに対するマクロ経済不均衡是正手続（MIP）をステージ5に引き上げることを決定した。MIPは弊害を生じるマクロ経済不均衡を防止又は是正するための監視メカニズムであり、EU28ヶ国中16ヶ国が監視対象とされている。

▶モスコビツシ経済・財政担当欧州委員によると、ブルガリアは過度のマクロ経済不均衡となっており、確固たる政策や特別な監視が必要とされる。特に、2014年の金融分野における問題は、銀行実務の他、金融及びマクロ経済安定に対する懸念を抱かせることとなった。さらに、貿易赤字、企業への過剰融資、労働市場調整力の弱さもマクロ経済を危険にさらしている。なお、ブルガリアの他、フランスとドイツに対しても同手続の引き上げが行われ、それぞれステージ5、ステージ3とされた。

◆2月末時点の財政赤字は過去5年間で最低水準

▶27日発表の財務省の暫定データによると、2月末時点の財政赤字は1.3億レヴァであり、年初2ヶ月の赤字額としては過去5年間で最も低い水準となった。なお、前年同時点での赤字額は6.9億レヴァだった。財政収支改善の主な要因は、歳入増加の一方で歳出が前年並みに抑えられていることである。2月末時点の歳入は前年同期比13%増の47.5億レヴァ、一方で歳出は48.8億レヴァだった。

2. 経済政策、産業

(1) EU関連

◆EU基金「グッド・ガバナンス」次期実施プログラムの承認

▶19日、欧州委員会は次期2014-2020年期間におけるブルガリアの「グッド・ガバナンス」実施プログラム(OPGG)を承認したと発表した。同プログラムは総額3.4億ユーロ(うちEU拠出分は2.9億ユーロ)であり、行政の近代化及び司法の透明性改善を支援する。

◆欧州委員会によるEU基金「地域開発」実施プログラムの支払再開通知

▶23日、欧州委員会はプレス・リリースにおいて、2007-2013年期間の「地域開発」実施プログラム(OP)の支払再開をブルガリアに通知したと発表した。2014年4月の欧州委員会の監査によりEU基金の管理体制の脆弱性が指摘されたことを受け、同プログラムのブルガリアへの支払いは同年6月に停止されていた。欧州委員会は5,200万ユーロ以上となる初回の支払いを即時実施する予定である。また、2月に受領した9,200万ユーロ以上の支払請求は3月中に行われる予定である。

(2) エネルギー関連

◆中・南東欧地域のガス接続に関するハイレベル・グループ会合の開催

▶9日、ボリスフ首相の発案により、ソフィアに

おいて「中・南東欧地域のガス接続に関するハイレベル・グループ会合」が開催された。同会合には、シェフチョヴィチ欧州委員会エネルギー連合担当副委員長、カニエテ気候変動・エネルギー担当欧州委員及び中・南東欧諸国の代表が参加した。ブルガリア側からは、ボリスフ首相の他、ドンチエフEU基金・経済政策担当副首相、ペトコヴァ・エネルギー大臣及びパヴロフ・エネルギー省次官が出席した。

▶本会合は、政治レベルの会合及び専門家レベルの会合という2つの下部会合を有し、中・東欧諸国の天然ガス・ネットワークの接続、長期的なガス供給源の多様化及びガス供給の安全保障という視点から議論を行うものである。参加者は、中欧への天然ガスの3つの供給路の確保が主たる到達点であるという点につき一致した。そのために、まずは地域におけるガスの需要と供給を見直す必要があるとし、今後、共通の関心が持たれている全てのプロジェクト及びユンカー・プランからの助成金獲得の可能性につき議論を行う見通しとなった。ブルガリア、ギリシャ及びルーマニアは、3カ国を繋ぐ天然ガスパイプラインの建設を担当する下部グループの設置につき合意した。▶シェフチョヴィチ副委員長は、EU諸国は相互の接続性向上のため協働が可能であることを示す必要があるとした。カニエテ委員は、中・南東欧諸国のエネルギーの独立は、南回廊天然ガスパイプラインの整備及び同パイプラインの欧州との接続、また、黒海におけるエネルギー開発及び液化ガス・ターミナルの拡張が鍵となると述べた。▶ボリスフ首相は、第2次ボリスフ政権がとりわけ重点を置いている政策は、ギリシャ、ルーマニア、トルコ及びセルビアとの天然ガス相互接続管の建設と黒海におけるガス開発であると述べた。また、ブルガリアは、地理的観点から、南東欧及びEU諸国にガスを供給するハブとなる可能性も有していると述べた。

◆エネルギー改正法案の可決

▶26日、国民議会においてエネルギー法改正案

が可決された。主な改正点は次のとおり。

- ▶新規に稼働する（1.5MWを超える）再生可能エネルギー施設から生産される電力に対しては優先買取価格は適用されない。但し、屋根に取り付けるソーラー・パネル（30KW以下の発電量の施設）及び家畜の糞を原料とする電力については対象外（優先買取価格を適用）とする。
- ▶高効率コジェネレーションを行っていない工場及び熱力供給事業者からの電力買取量を削減する。
- ▶消費者が前年比5割増の電力消費を行ったとの測定結果が出た場合、最終電力供給者は消費者に対し、直近6ヶ月間の毎月の電力量の測定結果を通知する。
- ▶エネルギー相、財務相及び経済相は、再生可能エネルギーのコストに対する手数料（賦課金）の削減に関する指令を発令する。
- ▶国家エネルギー・水規制委員会の名称をエネルギー・水規制委員会に変更する。同委員会の委員長は国民議会が任命する。また、委員の数は7名から9名に増員される。
- ▶公共財務監査庁が、優先買取価格を含む規制価格により電力を販売するエネルギー事業者の最終的な管理を行う。

（3）その他

◆非EU国民等の農地所有に対する罰金の導入

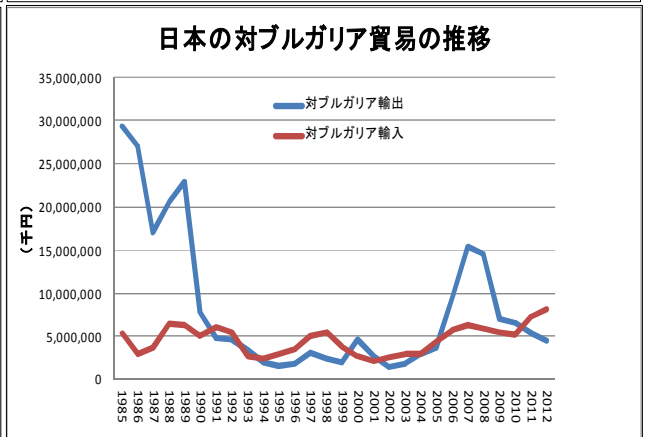
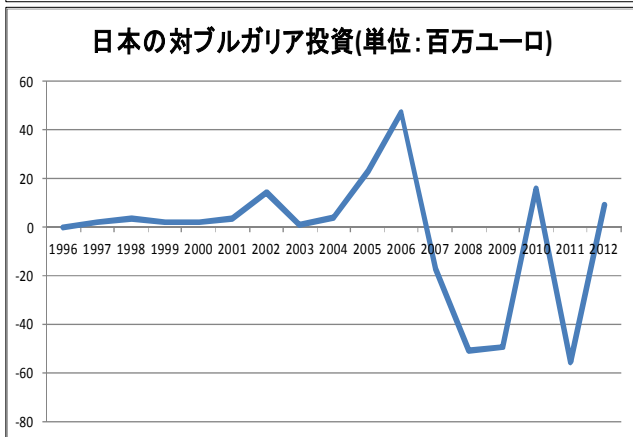
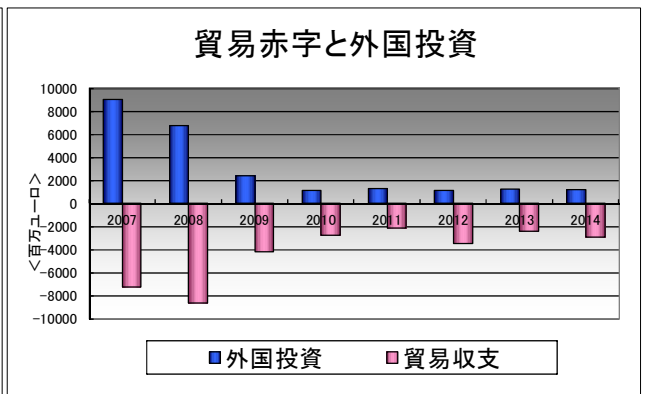
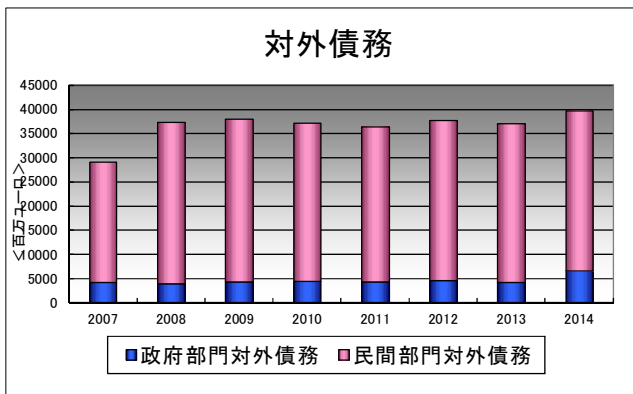
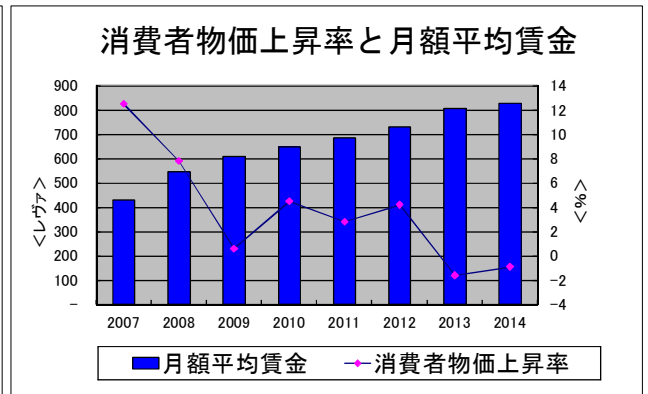
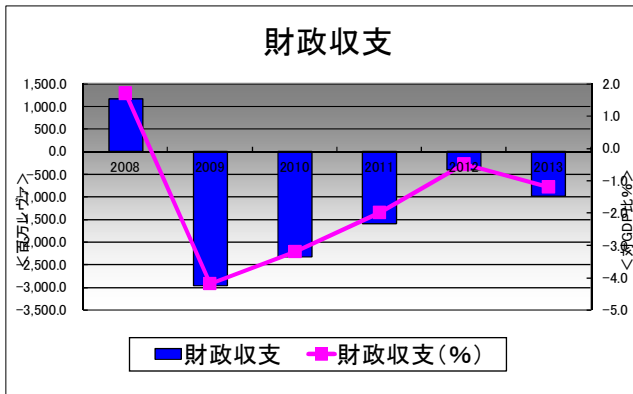
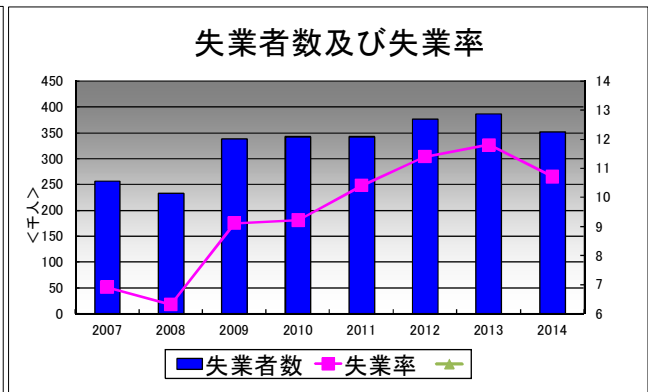
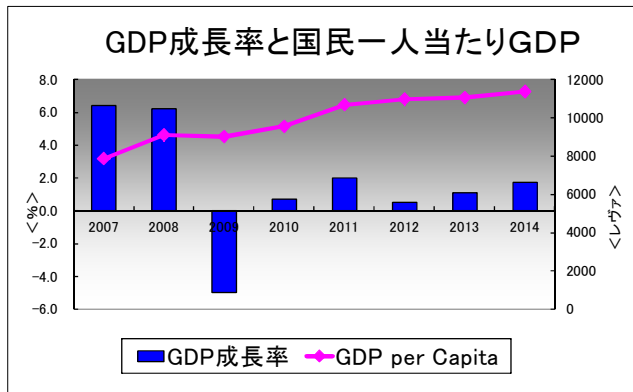
- ▶11日、国民議会は農地所有・使用法改正案を可決した。同改正案によると、非EU国民が株式等を通じて直接的又は間接的に保有する農地やオフショア地域に登録された企業が保有する農地について、1ヘクタール当たり1,000レヴァの罰金が科されることになる。同罰則は今年5月1日から適用される予定。なお、法律施行後3ヶ月後も農地所有の違反が続く場合、罰金は3倍に引き上げられ、以後、同様に違反が続く場合はさらに同様の罰金が科せられる。非EU国民及びオフショア企業による農地購入禁止は昨年導入されたが、これまで罰則は科されていなかった。
- ▶16日、ブルガリア証券取引所のイヴァン・タケフ所長及びブルガリア産業資本協会のドブリン・イヴァノフ会長は、他のビジネス界幹部と共に記者会見を行い、同改正に反対するとともに、公的企業に対する同罰則の適用除外を求めた。

ブルガリア内政・外交の動き（2月）

在ブルガリア大使館

1（日）	●ジェレフ元大統領の葬儀（於：アレクサンドル・ネフスキー寺院） ★プレヴネリエフ大統領：マケドニア、アルバニア、コソボ、ボスニア・ヘルツェゴビナ大統領との会談
2（月）	
3（火）	
4（水）	
5（木）	☆ネンチェフ国防相：NATO国防相会合出席（於：ブリュッセル）（ブルガリアを含む6ヶ国に指揮命令部隊の設置決定）
6（金）	
7（土）	☆プレヴネリエフ大統領：第51回ミュンヘン安全保障会議出席（於：ミュンヘン） ☆プレヴネリエフ大統領：バイデン米副大統領との会談（於：ミュンヘン）
8（日）	
9（月）	★中・南東欧地域のガス接続に関するハイレベル・グループ会合（於：ソフィア） ☆ミトフ外相：EU外務理事会出席
10（火）	
11（水）	
12（木）	☆ボリスフ首相：欧州理事会出席
13（金）	
14（土）	
15（日）	
16（月）	★クリムキン・ウクライナ外相：ブルガリア訪問
17（火）	
18（水）	
19（木）	☆ミトフ外相：ルーマニア訪問（～20日）
20（金）	☆プレヴネリエフ大統領：ルーマニア訪問
21（土）	
22（日）	
23（月）	●プレヴネリエフ大統領による議会政党との協議月間 ●欧州委員会によるEU基金「地域開発」実施プログラムの支払再開通知
24（火）	●ヤネヴァ・ソフィア市裁判所長の辞任 ☆ミトフ外相：南東欧協力プロセス非公式外相会合出席（於：ティラナ）
25（水）	●最大80億ユーロの国債発行に関する契約の承認
26（木）	●エネルギー改正法案の可決 ☆プレヴネリエフ大統領：ユンカー欧州委員会委員長との会談（於：ブリュッセル）
27（金）	
28（土）	

ブルガリア経済指標の推移 (出典：国家統計局, 中央銀行)



ブルガリア主要経済指標 (出典: 中央銀行)

< GDP成長率と国民一人当たりGDP >

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2014 Q1	Q2	Q3	Q4
GDP成長率 (%)	6.2	-5.0	0.7	2.0	0.5	1.1	1.7	1.1	2.1	1.9	1.6
GDP per Capita (BGN)	9,090	9,007	9,544	10,673	10,957	11,043	11,360	-	-	-	-

< 財政収支 >

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2014Q1	Q2	Q3
財政収支 (million BGN)	1,156.7	-2,960.6	-2,328.0	-1,589.7	-405.1	-989.1	-	-404.5	220.4	29.7
財政収支GDP比 (% of GDP)	1.7	-4.2	-3.2	-2.0	-0.5	-1.2	-	-0.5	0.3	0.0

< 失業者数及び失業率 >

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015 Jan
失業者数 (千人)	232	338	342	342	376	386	351	364
失業率 (%)	6.3	9.1	9.2	10.4	11.4	11.8	10.7	11.1

< 消費者物価上昇率と月額平均賃金 >

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015 Jan	Feb
消費者物価上昇率 (%)	7.8	0.6	4.5	2.8	4.2	-1.6	-0.9	-0.4	0.2
月額平均賃金 (BGN)	545	609	648	686	731	775	828	-	-

< 対外債務 >

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2014 Jan	Feb	Mar	Apr	May	June	July	Aug	Sep	Oct	Nov	Dec
政府部門対外債務 (million EURO)	3,935.9	4,208.3	4,326.9	4,205.0	4,578.9	4,062.2	6,560.4	4,100.7	4,087.8	4,080.0	4,036.8	3,986.4	4,011.7	5,284.1	5,317.7	5,360.8	5,460.2	5,596.6	6,560.4
民間部門対外債務 (million EURO)	33,310.6	33,608.2	32,699.4	32,089.8	33,134.6	32,862.0	32,997.8	32,892.2	32,670.5	32,723.3	32,838.7	32,974.8	33,176.0	33,082.4	33,124.8	33,125.9	33,190.5	32,800.9	32,997.8

< 対内直接投資と貿易収支 >

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2014 Jan	Feb	Mar	Apr	May	June	July	Aug	Sep	Oct	Nov	Dec
対内直接投資 (million EURO)	6,727.8	2,436.9	1,151.2	1,330.2	1,141.7	1,275.1	1,181.6	90.0	263.2	508.9	539.8	539.1	561.1	640.0	915.2	587.6	807.6	1,062.0	1,181.6
貿易収支(FOB) (million EURO)	-8,597.7	-4,173.9	-2,763.7	-2,156.1	-3,460.3	-2,430.0	-2,902.4	-354.2	-562.9	-861.8	-1,206.0	-1,437.7	-1,582.0	-1,668.2	-1,827.2	-2,108.7	-2,325.5	-2,510.6	-2,902.4
輸出(FOB) (million EURO)	15,204.0	11,699.2	15,561.2	20,264.3	20,770.2	22,271.4	22,106.3	1,582.6	3,234.3	4,868.0	6,631.1	8,421.2	10,310.8	12,362.9	14,309.1	16,315.8	18,382.0	20,350.7	22,106.3
輸入(FOB) (million EURO)	23,801.7	15,873.1	18,324.8	22,420.4	24,230.4	24,701.4	25,008.7	1,936.8	3,797.1	5,729.8	7,837.1	9,858.9	11,892.8	14,031.1	16,136.3	18,424.5	20,707.5	22,861.2	25,008.7